平成２９年（フ）第１１８３号
大阪市鶴見区緑１丁目９番18―506号
債務者　山口　美華
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０４号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番404号
債務者　冨岡　　紀
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２６号
大阪市住吉区我孫子１丁目９番８号　畑山ハイツ　202号
債務者　白石　雅則
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２７号
大阪府高槻市上田辺町11番３―802号
債務者　岩切　満子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３４号
大阪府守口市八雲北町２丁目19番10号
債務者　細見秀夫こと　秦　　秀夫
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４７号
大阪府茨木市真砂２丁目16番19号　辻田ロイヤルビル　401号
債務者　池田　博美
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０２号
大阪府寝屋川市萱島南町14番３号
債務者　石井　正吾
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番27―308号
債務者　半田　幸枝
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
奈良市中辻町32番地の７
債務者　坪本　莉奈
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
香川県高松市木太町3092番地31　シルバーハット206
債務者　島谷　正樹
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９号
香川県高松市東山崎町514番地　市住Ｂ―41
債務者　川原　拓也
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４号
大分県日田市田島２丁目５番23の３号　日高荘
債務者　藤原　知恵
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１５号
大分県日田市大字日高959番地１　アーバン比佐津203号
債務者　梅木　和也
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１６号
大分県日田市大字三和908番地３　市営住宅２Ｄ―１―２
債務者　梅木　優華（旧姓鞭目）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３１号
北海道北見市相内町63番地１
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
北海道北見市西富町２丁目７番４―２号、前住所北海道網走市字藻琴153番地
債務者　髙橋　智子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
秋田県湯沢市大工町５番２号
債務者　金子　直樹
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５０号
千葉県四街道市みのり町18番地14（メゾンみのり203）
債務者　長谷川　伸（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部